

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成27年10月19日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

(1) 平成ビルディング株式会社

代表取締役 安達 義二郎

東京都中央区日本橋一丁目1番7号

(2) ヒューリック株式会社

代表取締役 西浦 三郎

東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号

2 届出の概要

届出事項	届出内容
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) 京都四条通開発計画 京都市下京区四条通高倉東入立売中之町84番地
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては	平成ビルディング株式会社 代表取締役 安達 義二郎

代表者の氏名	東京都中央区日本橋一丁目1番7号 ヒューリック株式会社 代表取締役 西浦 三郎 東京都中央区日本橋大伝馬町7番3号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	未定
大規模小売店舗の新設をする日	平成29年4月1日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	2, 128 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 18台
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 86台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書添付図面記載のとおり 面 積 40 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位 置 届出書添付図面記載のとおり 容 量 16. 5 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 8時 閉店時刻 22時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	7時30分から22時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 2箇所

	位 置 届出書添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行う ことができる時間帯	6時から22時まで

(添付図面は省略)

3 届出年月日

平成27年9月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成27年10月19日（月）から平成28年2月19日（金）まで（京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成28年2月19日（金）

(産業観光局商工部商業振興課)